広報 わたらい

第24号
昭和35年4月15日
発行所
三重県度会郡度会村役場
TEL 内城田1・14番
編集 総務課
印刷所 文化印刷有限会社

村長にきく予算の焦点

財政再建に重点を置き 積極的な事業も進めたい

三月の定例議会で、35年度予算が成立し、いよいよ新年度の事業を実施する段階に入ったわけですが、今年の予算にふれながら村長さんの抱負を語っていただきたいと思います。

村長…度会村も四月一日で合併五周年を迎えましたが、この五年間で合併当時の宿題は殆んど解決し、挙村一致の態勢がようやく村政はすべての面で軌道に乗ったという感じがします。

ただ財政的にみて、昭和三十三年度の赤字である一千九百万円を年々償還していかなければならないことと昨年は伊勢湾台風の復旧費などがかさんだため苦しい財政を二期苦しいものとしています。

そこで財政再建計画のワク内で仕事を進めゆかなければならないのですが、本年財政の建て直しをはかりながら積極的な事業を進めて行きたいと考えています。

積極的な事業で土木建設事業はどうなっているでしょうか、村道川南線の見通しは……

村長…川南線の改修は、合併の中川線もさしあたり急カーブを条件でありますので、本年は全除いて、大型バスの通れるように林道開発、特に立花と茶屋広を結ぶ鮫川林道はどうなっていますか

村長…この線は順序として、立花の長岡東山線の出口を茶屋広に向けるべきでしたが、すでに長原長山線は立花を通ると麻加江へ向けるようにされたため、林道とし

県道改修についても期待と要望が大きいのですが……

村長…今年から二ヶ年間で合併当時の宿題は殆んど解決し、挙村一致の態勢がようやく村政はすべての面で軌道に乗ったという感じがします。

ただ財政的にみて、昭和三十三年度の赤字である一千九百万円を年々償還していかなければならないことと昨年は伊勢湾台風の復旧費などがかさんだため苦しい財政を二期苦しいものとしています。

そこで財政再建計画のワク内で仕事を進めゆかなければならないのですが、本年財政の建て直しをはかりながら積極的な事業を進めて行きたいと考えています。

積極的な事業で土木建設事業はどうなっているでしょうか、村道川南線の見通しは……

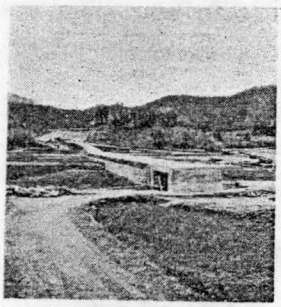

川南線34年度事業完工

川南線34年度工事は写真のようにこのほど完工しました。下久具から上久具のワンダ橋まで、延長225.5米、巾員4.5米で、ワンダ橋5.5米が含まれています。

総工費は、146万1千3百70円でその内訳は新町村建設補助事業分74万8千円、県単事業分15万円、村単事業分56万3千370円となっています。今年はワンダ橋から上久具に至る350米が施行されます。

教育面では、今年から小川、一之瀬地区の女子青年学級が度会分校の選科に統合されることになったのが大きな問題だと思います。

このことについては反対も多少あったそうですが

村長…明野高校度会分校に莫大な投資をして、本年ようやく県立高校の一部修正、その他は原案どおり、三十日の本会議で可決されました。

村会議だより

三月定例村議会は、三月二十九日の両日開会され、三十五年度当初予算をはじめ条例の改正、三十四年度補正予算など十五議案が審議され、三十五年度一般会計当初予算は一部修正、その他は原案どおり、三十日の本会議で可決されました。

議案かいせつ

議案第一号 昭和三十五年度当初予算案

議案第二号 一時借入金について

議案第三号 会計検査員選出方法について

議案第四号 一時借入金について

議案第五号 一、借入金額 金一千五百万円 以内

議案第六号 二、借入年度 昭和三十五年度 三、借入利率 年一割以内

議案第七号 一、起債目的 村有林造成事業 二、起債限度額 金一百万円 三、起債方法 村有林造成事業費に充当するため

議案第八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九号 度会村手数料条例の一部を改正する条例

議案第十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第六十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第七十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第八十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第九十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百二十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百三十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百四十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百五十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百六十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百七十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百八十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第百九十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百二十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百三十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百四十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百五十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百六十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百七十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百八十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第二百九十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百二十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百三十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百四十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百五十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百六十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百七十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百八十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第三百九十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百二十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百三十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百四十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百五十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百六十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百七十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百八十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第四百九十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十一号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十二号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十三号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十四号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十五号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十六号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十七号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十八号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百十九号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百二十号 度会村職員給与条例の一部を改正する条例

議案第五百二十一号 度会村職員給

季節風

4月の行事と歴史

15日(金)　★リンカーン死す(一八〇九-一八六五)アメリカ合衆国一六代大統領。
18日(日)　★ティンシエタイン死す(一八七九-一九五五)理論物理学者「相対性原理」を完成。
19日(火)　★広津和子死す(一八二九-一九七七)社会事業家、女性最初の勲一等瑞宝章受賞者。
22日(金)　★カット生れる(一七二四-一八〇四)人間の認識能力を研究す「純粋理性批判」
23日(土)　★シエークスピア生れる(一五六四-一六一六)劇作家詩人「ハムレット」。
24日(日)　★能登をはじめて全国行なう。(一八七〇)。
27日(水)　★前島密死す(一八三五-一九一九)郵便制度の創始者「郵便」の名の命名者。
30日(土)　★マネ死す(一八三二-八三)フランスの画家、印象派の創始者。

ドレイ解放の父

〝奴隷に死んでゆくことは少しもこわくない。いや、今自然に死んでゆけるのだったら、どんなにうれしいか、と思っている。だが僕もうこと人間に生れてきたんだから、やはり何か生きがいが感じられるまで生きている義務はあると思う。〟……アメリカ第二六代大統領リンカーンの言葉であるが、彼はドレイの解放を実現し、ドレイたちから神のように崇められた。

しかしこれに反対する声によって千八百六十五年四月十五日暗殺された。

総額一千一百万三千余円
国保新年度予算もきまる
給付の拡大で保険料が増える

三月定例村議会で成立した昭和三十五年度民国健康保険の予算総額は一千一百万三千三百四十円で昨年にくらべて一百四十五万二千一百円の増額で、歳入面では保険料が二百二十三万円、歳出面では療養諸費が一百七十余万円とそれぞれ大きく増えたことが目立っています。

〝なぜ保険料はあがるのでしょう〟……こんな疑問を持たれることと思われます。そこで、このことを中心に新年度予算の特徴に触れてみたいと思います。

まず保険料の増えた原因には次の、これら保険料の増額に影響しているのとがあげられます。

①一般会計からの繰入金が減額されたこと②

国保の徴収率が悪いので繰入金は年減少する方針で、前年度の繰入金は一〇〇万円でしたが、本年度はその二分の一の五〇万円に減額されています。

③給付範囲が拡大されたこと

昨年改正された新国民健康保険法により昭和三十六年四月から従来、給付外であった住宅料、入院の際の給食料および寝具料、歯科の補てつ(入れ歯)が新たに給付の対象となります。ところで、これらの給付が一度に実施されると一挙に現在の保険料を二倍以上に引上げなければならないのですが、国保運営協議会で審議の結果、既設費えず、本年度は、入院患者にとって一番苦しい費用である給食料と寝具料を給付することにまた、また、被保険者一人当りは、給食料二二四三二銭、寝具料一四一八銭、合計二二五四五九銭となりますが、県の統計による基礎はこれより多少低く、被保険者一人当り給食料二三四九四銭、寝具料三四九五銭、合計二二四九八銭となっていますが、今年の負担額はこの県の基礎により算出されています。

このほかに昨年の点数改正後、医療費がいちじるしく増えていますので、保険料の賦課額はまだまだ十分とはいえない現状です。

したがって、これからの運営は、保険料の納付についても、一層の御協力をお願いします。

給食料と寝具料算出の基礎（県の統計によるもの）

種別	被保険者一人当	被保険者数	年間費用額	被保険者負担分（2分1）
給食料	123円 94	9.420人	1.167.515円	5.803.757円
寝具料	3円 95	〃	372.090円	131.045円
計	127円 89	〃	1.539.605円	769.800円

保険料の一世帯平均
年額三千四百五十余円

本年度の保険料賦課見込額は次のとおりです。

被保険者一人当り年間保険給付見込額(九九四四四〇銭)から一般会計繰入金(一人当り五三三七銭)と国庫助成金(一人当り三三四四〇銭)を引いた六一七円二二銭が保険者一人平均の年間賦課額です。

しかるに、保険料賦課見込総額は、一百五十五万三千九百円多く八一一万三千余円となるわけです。

また、一世帯当りは、年額三千四百五十二円二一銭、月額二百八十五円四四銭となります。

保険料の算出基礎は、所得割25%、固定資産税割25%、被保険者均等割30%、世帯均等割20%となっていますが、このうち村民税三銭の割合で派遣金が徴収されます。

昭和三十五年度の村民税が基礎となりますので、今年の村民税の賦課額が決るまで、当分のうち仮調定で賦課されますが、前年度の四割五分増額したものが仮調定額となります。

保険料は四割五分の増額

また今年の保険料は、昨年十月点数改正に伴いない補正されたときの今年額四百二十五万三千五百円より一百五十五万三千九百円多く八一一万三千余円となるわけです四割五分の増額です。

○督促手数料

保険料を納期に納めなかったため、村から督促状が出された場合、督促状一通について二十円の手数料が徴収されます。

○延滞金

保険料を納期に納めることができず、納期後に納める場合、日歩25%の割合で延滞金が徴収されます。

昭和35年度国保特別会計予算一覧表

歳入　単位円

科目	予算額 本年度	予算額 前年度	比較増減
保険料	5.963.400	3.739.200	2.234.300
一部負担金	30.500	30.500	—
国庫支出金	4.492.100	4.263.100	229.000
繰入金	500.000	1.500.000	▲1.000.000
繰越金	10.000	10.000	—
その他	7.300	8.300	▲1.000
合計	11.003.300	9.551.100	1.452.200

歳出

科目	予算額 本年度	予算額 前年度	比較増減
役場事務所費	915.000	946.900	▲31.900
療養諸費	9.812.100	8.301.100	1.709.000
保健施設費	218.200	245.100	▲26.900
諸支出金	57.000	57.000	—
その他	1.000	1.000	—
合計	11.003.300	9.5551.100	1.452.200

山村と円満を表現
度会村章制定さる

岐阜市・田辺卓さん案

合併三周年を記念して募集した度会村章は、北は青森、南は鹿児島に至る全国各地から三五〇人四九七点という多数の応募をいただきました。

審査委員三重大教授、足代義郎氏に依頼、三月二十三日、内城田中学で村長、議長らも立会って審査の結果、岐阜市白木町、田辺卓さんの作品が入選、村章に採用されました。

入選作は、度会村の「わ」の図案化で、左側は森林をかたどり山に生きる度会村を表現、右側は田で、まとめ円満な村の発展を象徴しています。佳作は次の方々です。

岐阜市南部郵便局　丹羽幸三
群馬県高津郡　山村清子
仙台市北一番町　三浦明

新度会村長
足代義郎

村章制定の募集に応じて集った作品が多数であり、その原型がほとんど全国にわたっていたことは、度会村の将来の為にはまたうれしく感じるところである。

村章審査（内城田中学で写す）

度会村青年団
新役員きまる

度会村青年団の役員改選がこの程行なわれ、新役員に次の皆さんが選ばれました。

度会村青年団長＝岡合昌行（小川地）副団長＝中山勝一（中川）澤井孝子（二之瀬）同書記＝西村安司（内城田）同会計＝西村康（二之瀬）

新らしい交通法のねらい
自動車の横暴にメスを入れる

三重子「今度改ゆされる一ばんの眼目はなんなんでしょうか」

係……「やはりこのように交通事故の被害者はほとんど歩行者ですから、改正の意味は歩く人の保護においています。例えば横断歩道のあるところを見ておしのきかない交叉点では、車はスピードを落すとか、ちんと止まるかして、安全を確かめなければならないようになります。

三重子「それで安心して横断できるのだけですね。ところでこの頃酔っぱらい運転やいねむり運転から起る事故が多いようですが……」

係……「大きな事故はたいていいろいろ運転ですが、今まではよっぱらっている時だけがいけなかったのを、今度は酒を飲んで運転することを禁じ、もし酒気を帯びて交通法令に違反する者は、酒類の提供者にも罰則が適用されます。

三重子「酒は一歩外へ出たらこれだけの条件がいるんだ、今度はいろいろの法令が出ますね。

係……「それで今度は、歩く人のために、車の左側に余地を残しても右側には三メートル半以上の巾がなければ駐車できません。貨物の積み下ろしの時などもすぐ動かせる場合のみは、駐車してもよいことになっています。

三重子「そうしますと酒飲ませてしまうなることでしょうね。」

係……「それに交通の妨げとなるような不材や荷物が減じてくる時は、警察官が強制的に撤去することができます。まあ今度の改正では、自動車による弱者の過度にスペスが入れられた感じで、交通の過度運転は、たとえ過失でも過失運転とされることが明記されています。

三重子「酒は一歩外へ出たらこれだけの条件がいるんだ、今度はいろいろの法令が出ますね。

係……「酒は交通事故のもとですね。

三重子「今度は交通法令に違反すると酒飲ませてしまうなることでしょうね。

係……「そうです。

それと運転手がムリな仕事をいつけるために運転手はスピード違反したり、つかれが重なって、いねむり運転で事故を起すことが多いのですが、これも今度の改正では、ムリな仕事をいつけることが明記されています。

三重子「酒は一歩外へ出たらこれだけの条件がいるんだ、今度はいろいろの法令が出ますね。

係……「酒は交通事故のもとですね。

三重子「今度は交通法令に違反すると酒飲ませてしまうなることでしょうね。

係……「そうです。それに交通の妨げとなるような不材や荷物が減じてくる時は、警察官が強制的に撤去することができます。まあ今度の改正では、自動車による弱者の過度にスペスが入れられた感じで、交通の過度運転は、たとえ過失でも過失運転とされることが明記されています。

三重子「酒は一歩外へ出たらこれだけの条件がいるんだ、今度はいろいろの法令が出ますね。

係……「それで今度は、歩く人のために、車の左側に余地を残しても右側には三メートル半以上の巾がなければ駐車できません。貨物の積み下ろしの時などもすぐ動かせる場合のみは、駐車してもよいことになっています。

三重子「そうしますと酒飲ませてしまうなることでしょうね。

係……「それで

広報板

今月一年分がかかるオートバイの税金

近ごろはやりの動力機付自転車や軽自動車（二三cc二五〇cc）のオートバイ）それに二輪の小型自動車（二五〇cc以上のオートバイ）をおもちの方には、今月一年分の税金がかかることになっていますが、もし年度の途中でトルクレコン建築万円による明廃車したり譲渡した場合には、その月まで月割で課税され、残りは、お返しすることになっております。

所得税の確定申告の訂正

三月に出した所得税の確定申告が間違っていたらどうすればよいでしょうか。放っておくと所計税金を納めるが、税務署から更正をうける羽目になります。

そこで、手引金の払い過ぎに気づいたら、四月十五日までに更正の請求をしなさい。また、申告もれの所得があるとわかったら、すぐ修正申告書を出してもうえた税金を納めなさい。

今月の納税は固定資産税

今月の納税は、固定資産税の第一期です。税額は固定資産評価額の百分の一、六となっています。納期限納をおねがいします。

緑の羽根募金に協力を

四月一日から四月二十日までの国土緑化運動期間の行事として、緑の羽根募金が行なわれています。本村の目標は緑の羽根六〇本（一本十円）バッチ四〇〇個（一個二〇円）です。区長さんや各種団体を通じて協賛いたしましたので目標達成に御協力をおねがいします。

新区長きまる

南中村と市場は留任

新らしい年度の区長さんが決まりました。

南中村と市場は留任、その他は改選によりそれぞれ就任されました。

藤原＝山口政一、大野木＝東出新市、柳橋＝大北源吉、牧戸＝奥田義雄、平牛＝島崎雄三郎、大久保＝山本清治、立岡＝山西幸郎、鎧川＝世古定一、谷屋口＝関き、年中は会務報告と役員の改選が行なわれ、年後は沢城田農業高等学校提供の映画を観賞しました。

新役員などきまる

内城田婦人会総会

内城田婦人会は、去る三月三十一日内城田中学校講堂で、総会を開き、年中は会務報告と役員の改選が行なわれ、年後は沢城田農業高等学校提供の映画を観賞しました。

新役員の選出は左の通りです。

会長＝山下みよ子、大野木副会長＝中西まち子、下久良会計＝山本のぶ子、柳橋

農作物の管理　4月

⊙水　稻

早期栽培用保温折衷苗代の管理でもっとも大切なことは、除紙の適期です。播いてから15日位で本葉が2枚になった頃が除紙の適期ですが、その年の天候で苗の生育が異りますから苗令で決めるのが安全です。つまり油紙被覆の場合は、2、0令、ビニールやポリエチレンでは1、5令が除紙の適期です。除紙期が早いとその後の生育が悪く、また、おくれると苗焼の障害をうけますから適期を誤らぬようにして下さい。

田植は播種後35日位で本葉6枚（完全葉5枚）位になった頃が適期ですが、浅植密植が早期栽培増収のコツです。普通栽培の苗代も今月下旬から始りますが、昨年は伊勢湾台風で腰発芽したものや倒伏のため未熟な不良種子が多いと思われるので今年は特に比重選と種子消毒を完全にして下さい。

⊙麥　類

4月に入つて麦が腰孕から出穂する頃になると下葉から上葉に白斑病が発生し、出穂後は穂にも発病します。またさび病も出穂後ぼつぼつ発病してくるので、石灰硫黄合剤の4°0倍液を出穂前1回、出穂後2回位散布して下さい。今月に入つてから、まだ麦田の除草をしている農家がありますが、腰孕期に根が切られるためかえつて減収をまねきますから、なるべく麦間の土いじりはひかえましょう。

⊙蔬　菜　類

今月は果菜類の定植期です。霜の危険が去ったらさつそく本畑に植出します。苗は植出する10日位前に根廻しをしておくと活着がよく又霜の心配のない日は、夜間でも障子をはずして充分外気にならし植出す日は暖い日を選んで下さい。西瓜の直播栽培は4月上旬が適期です。元肥は早いめに施して覆土し、予定した位置に肥土を入れます。種子は水銀製剤千倍液で（30分間）消毒したものを1畝4、5粒播き1畝余りの厚さに川砂をかけて灌水します。テントはセロハン紙かポリエチレンで覆い乾燥に注意して時々灌水します。ポリエチレンのテントは、温度が上り過ぎるので先端に少し穴をあけておきます。また西瓜にタネハエが発生し発芽が悪い時にはデリス乳剤二百倍液を株元へ0、5リットル灌注します。玉ねぎのベト病もぼつぼつ発生する時期です。今月中頃からダイセン液（12処式）を10日置きに散布して防除につとめて下さい。

⊙　茶

暖さが増すにつれて茶の芽も大きくなつてきます。今月上旬までに芽出肥として速効性窒素肥料を施して下さい。

またアカダニも次第に繁殖してきますから、アカールかサツビランまたはチデオンの千倍液を葉の裏にかかるように散布して防除します。また晩霜の被害も心配される時期です。孤立を行うとともに村を通じて配布する「凍霜害防除対策について」を参考にして被害を少なくして下さい。

農業改良普及所

さあできた僕らの体育館

雨の日でもバレーボールができる　内中屋内運動場落成

長い間、完成を待たれた内中屋内運動場は、去る二月末完成、三月七日、落成式が行なわれました。

総建面積　八〇〇坪

一、三五万円、事業費、田村組の請負で着工されたが、その後、村財政の都合で事業費を一、一〇〇万円に削減、それに伴い一部設計変更がなされるなど一時スト状態にあったため建設が遅れていたものです。

内部設備の総費金額は、七十五万円、鉄棒、吊り輪、トビ箱、バスケットとバレーボールの施設などが完備しており、雨の日でも心配なくバレーボール、ピンポン鉄棒、バスケットボールなどが楽しめるようになったわけです。

同校は、バレーボールに限定、昨年は県大会にも一位という成績をあげた体育のさかんな学校だけに、これからの施設の活用とともに、とりあえず、一日も早く使用したいものです。

また、この日、式のあと、御小型自動車（二五〇cc以上のオートバイ）をおもちの方には、今月一年分の税金がかかることになっていますが、もし年度の途中でトルクレコン建築万円による明廃車したり譲渡した場合には、その月まで月割で課税され、残りは、お返しすることになっております。

この施設は、昨年二月、工費

請負で着工されたが、その後、村財政の都合で事業費を一、一〇〇万円に削減、それに伴い一部設計変更がなされるなど一時スト状態にあったため建設が遅れていたものです。

内部設備の総費金額は、七十五万円、鉄棒、吊り輪、トビ箱、バスケットとバレーボールの施設などが完備しており、雨の日でも心配なくバレーボール、ピンポン鉄棒、バスケットボールなどが楽しめるようになったわけです。

同校は、バレーボールに限定、昨年は県大会にも一位という成績をあげた体育のさかんな学校だけに、これからの施設の活用とともに、とりあえず、一日も早く使用したいものです。

長い間、完成を待たれた内中屋内運動場は、去る二月末完成、三月七日、落成式が行なわれました。

総建面積　八〇〇坪

一、三五万円、事業費、田村組の請負で着工されたが、その後、村財政の都合で事業費を一、一〇〇万円に削減、それに伴い一部設計変更がなされるなど一時スト状態にあったため建設が遅れていたものです。

内部設備の総費金額は、七十五万円、鉄棒、吊り輪、トビ箱、バスケットとバレーボールの施設などが完備しており、雨の日でも心配なくバレーボール、ピンポン鉄棒、バスケットボールなどが楽しめるようになったわけです。

同校は、バレーボールに限定、昨年は県大会にも一位という成績をあげた体育のさかんな学校だけに、これからの施設の活用とともに、とりあえず、一日も早く使用したいものです。

御　礼

屋体施設に一万円

内城田婦人会が寄附

内城田婦人会は、内城田中学校屋内運動場の演壇の資金として、このほど金一万円を寄附されました。厚く御礼申しあげます。

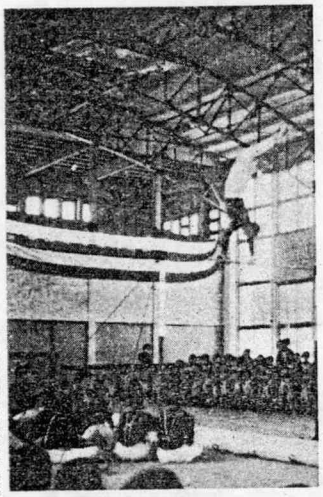

御薗中学生徒の模範演技

彰表部青級振興協議会

桜田昌三君ら6人

度会郡青年学級振興協議会では、毎年、青年学級の振興につとめて成績のよい青年学級生を表彰しています。今年は去る三月十一日南勝町で開かれた度会郡社会教育振興大会において表彰式が行なわれましたが、度会村では次の皆さんが表彰されました。

中川青敏＝桜田昌三、高坂義和＝福井つい、松島孝江、一之瀬敦敏＝出畑幸男、長井米子、小川義敏＝長谷川喜子

送り迎えた人々

先生の年度末人事異動

教職員の年度末人事異動で次の諸先生が異動されました。

村内＝内中＝作野善知（内小）

同へ中西登志子（内小）、内小へ中村千代（小小）

村外＝中内豊美（小林城一（豊浜中）、内中へ前田和夫（鳥羽中）、内中へ鳥羽中（大宮中）、内小へ後藤実（矢持小）、一中へ高瀬瑞穂（新任）

転出＝内郷小豊美（中野尻次（内中）小学中へ伊藤幸子（内中）、長浜中へ福村一義（内中）、神社塚本中へ菅沼重雄（一中）、神社小へ上村誠太郎（中小）、矢持小へ奥山二子（中小）、御薗小へ渡辺栄子（内小）

退職＝清水博児（中中）、高瀬美佐尾（一小）

役　場

職員の異動

役場庁内でも次のとおり人事異動がありました。

新採用＝藤、井福与助（大久保）、臨時雇＝沢光郎（長原）

同、浦出泰宏（中之郷）、同、中世古和美（大野木）、藤武、北島弘義

退職＝山野登代治、山本忠三、亀田幸、北島政義、島田幸三郎、浦出茂夫、久保清一

農地相談

農地法ではどんなことがきめられているか（一）

農地法では農地（これからお答えすることは採草放牧地についても同じです。）を買うことができる人を次のように制限しています。

イ、農地を買うことを目的として耕作すること。

ロ、現在耕作している面積が三反以上であること。

ハ、現在耕作している面積と買い付しようとする面積を合せたものが一町二反歩をこえていないこと。

すくなくとも、これ以上の条件の土地にあてはまらなければ買えません。なお、その農地が小作地の場合は、その農地の価値は、耕作することの農地の作人としての条件によって生れてきます。だからにあてはまる人しか買えないことになっております。（ロ、ハ一緒に生活・耕作している農地法では耕作者の権利を保護しようとする意図があるので、買う人が決まれば、売る人と通知書を作って県知事の許可を取らなければ、売買ができません。また息子さんが世帯を別にしているときは他人に売る場合と同じことになります。

④自作地を他人に貸付ける場合どうなりますか

借りようとする人は❶の買う人と同じ制限をうけます。その条件にあてはまる人なら貸す人と二種農家を作って農業委員会からの許可を受ければよいわけです。

⑤賃貸借や貸し借りのとき前からの自作地と農地解放によって自作地となったものとの区別はありませんか。

賃貸のときはとくに別にありません。農地解放によって自作地となったものは原則として、他人に貸すことはできません。ただし、開放された自作地を耕作する人が病気になったりか、死んだとかで、しばらくの間そうしても他人に耕作してもらったときは、時間に農業委員会に貸すことを許可してもらえば貸すことができます。もし許可を受けないで開放農地を他人に耕作させると、罰金強制的に取られます。

ならないか

前にお話ししたとおり、その農地が買えますかが問に買いとってもらうことができます。そのときの買収価格は機高小作料の十二倍と決められています。

③農地を息子の名義に書きかえることができるでしょうか

農地を息子の名義に書かえることができます。もし許可を受けないで開放農地を他人に耕作させると、罰金強制的に取られることになります。

のうちそうだん

村の文化財めぐり

栗原の榧の木原

火打石の「火打石」と栗原の「榧の木原」は、天然記念物として県の指定をうけているので有名です。

そのうち栗原の榧の木原は、昭和十三年三月一日県で十七番目の指定をうけ保護されました。同区組の県道ぞいに、うっそうとした枝ぶりを誇っていますが、さすがに樹齢の一部をしのばせます。現在、残っているのは去年、目の高さの幹が小さいので一メートル、大きいのは三メートルもある巨大なものです。

（栗原・西田行雄さんの所有）

公民館活動の反省と計画

今年はグループ活動の育成に力を入れる

社教育としての公民館活動が先輩の夫と努力して一般村民からも認められているとについてはお計画を立て、その初期五カ年間は一年目の努力目標として、分館活動の快進とグループの育成を図り、長の協力を重視しとの目標に向かうが、それはなかなかいかないまでも、この二人の職員の内一人は事務がありがちなので、まさに活動が村民の一人一人の生活や生活に深く浸透されているかというと、まだまだ充分とはいえない。それは社会教育という仕事は、道路をつくり橋をかけたりするように、すぐ目に見える効果が認められるのと違い、今年やった教育の結果が見えるのは五年十年先になってからでないと実績として目に見えないからです。

すこれた先輩の努力にもかかわらず、このような状態になることは無理からぬ事です。

そこで公民館は、更に下の方つまり底の方の活動を促す必要があるとあらためておるすに気づいたり、しかが、こうした事も無論必要であり、また二回ものおじゃました事のあり結構なことであることには間違いないが、今年は、去年の過ちなかった部落に重点をおくことが特に望まれます。

今年は分館の活動を通じて人も青年もこのような形の会智の仕方をおすすめするつもりであります。

公民館活動を地域の、例えば生産者と感じるだけで一同に議論を解決する方法だけでは、単に上の話がそれたりしたり、生活上の科学性とか、封建的な人間関係を正のようにしたらよいか等の調査を住民の理解と認識によって解決しようとする実践課題の先生はなく、各人でありますから問題よりも大切なことは各人が物事を正しく判断する能力を養つ事であります。しかもそうつ問題提供としてようとしても学習はうまくいかないとの意見もあります。その智識をもつ、一夫勉強する力を身につけることであります。

そのうちも表を同じくする仲間が集まって、常時活動をしていたらなそ、これまでの公民館同志が知っていることを仲間に教え知らないことを仲間から教えて演を聞くことが重要だとつていまもらうといういわゆるグループにしたいと思います。

しかし、課題を解決するのは講師の先生はなく、各人でありますから問題よりも大切なことは各人が物事を正しく判断する能力を養つ事であります。しかもそうつ問題提供としてようとしても学習はうまくいかないとの意見もあります。その智識をもつ、一夫勉強する力を身につけることであります。

そのうちも表を同じくする仲間が集まって、常時活動をしていたらなそ、これまでの公民館同志が知っていることを仲間に教えたいというのが公民館の願いであります。

そしてそのグループの中から優秀なグループを選んで表彰するために二月中旬を定めてあります。

また、この月に大学の共同購入をして、自家用ミカン機油を作ります。この金額は出当にのぼりますので将来公民の自給を計りたいと研究しております。

十二月の農閑期を利用して本会を通じてあつせんしていただいた農業の運転をしております。晩に十日程度ですが、夜なべ仕事にたとえ一時間でも作つて婦人会計金のたしにしております。

こうして何年かめた貯金で農業を改造したり、養鶏をしたりして大学の果を上げております。

その他農業研究共同出席をしてもらつて大学の果を上げております。

農協及員さんの御指導のもとに、野良時の改善とたのもう農業の仕事の一つです。

いろいろと申しましたが、これからの資金を造るために、農林の時間には婦人仕事をしております。これらの事業をいたしますかたは家族の並々ならぬ協力があるおかげであります。

そこで三月末には、この日頃の感謝を表わすべく、おせまさん方を招待して食事を共にし、なごやかに一日をすごします。

これを「むつこ会」といつております。この行事は私達の一番たのしいつどいであります。

と共に、新年度の行事へのはげみとなっています。

私達支部活動の上で、実行していきたいことはまだたくさんありますが、急がないで、あくまでも現在の生活と直結する活動に重点をおき、もつてこの希望をもりあがらせて支部の発展を計りたいと思つております。

これで私の支部活動の年間計画と実践と題する私の発表を終らせていただきます。

車内では老病弱者に席をゆずりましょう　公民館

青年・婦人研究発表大会から

今日この席上で発表させていただきます課題は「支部活動の年間計画とその実践」についてであります。

最初おことわりさせていただきますことは、皆様方の支部活動のなかの点、お許しをおねがいします。

ただこう皆様方に、はつきりと申しとられますことは、私達支部が相当遅れにおくれて、継続的な行事をいくつか実施している事と会員一人一人が支部活動に参加しているのが実践の基盤になっていることです。

それには本題に入らせていただきます。まず最初新旧役員合同会をもちまして、一年間の計画表を作つて四月からその事業を実施しております。私の部落は御承知のように、昭和三十年度から新生活運動の一端として環境衛生の整備をしております。

それには、便所・下水などの不衛生所に石灰撒布を散布します。また、入梅前にはハエの駆除としてDDTを床に散布します。これを四・五年つづけてきたせいかハエはほとんどおりません。

なお、五月と九月にはネズミの駆除に薬剤の無償配付をして各家庭に協力してもらつております。

これらのことを実施してきたために、私の部落の夏の生活はたいへん快適です。なお、これらの費用は、会員の共同作業によつてまかなしたものであります。

また、もう一つの事業として蚕生虫の駆除についてもとりおきます。

が、これはなかなか効果がはつきりわからないので、研究が必要かと思います。

以上はなお、まだ継続事業として行なつてきたものですが、三十四年度に実施して新らしい事業としては次の通りであります。

四月の農閑期の記念事業として皆さんの意見をきいた結果一枚のフトンとい映画を見て気付き合百円づつもちよりこの三つのグループを作り一組一人にしまして「記念無盗」という名称をつけました。そのまとまつたお金は有効に使つております。

一例をとりますとAさんは結婚祝を貰つたりBさんはなりと足して石油コンロを貰つたりました。私は教布を貰いました。おかげ様で、毎月の婦人教室の出席率もよくなり、一石一鳥の効果を得ております。

また、この月に大学の共同購入をして、自家用ミカン機油を作ります。この金額は出当にのぼりますので将来公民の自給を計りたいと研究しております。

十二月の農閑期を利用して本会を通じてあつせんしていただいた農業の運転をしております。晩に十日程度ですが、夜なべ仕事にたとえ一時間でも作つて婦人会計金のたしにしております。

こうして何年かめた貯金で農業を改造したり、養鶏をしたりして大学の果を上げております。

その他農業研究共同出席をしてもらつて大学の果を上げております。

農協及員さんの御指導のもとに、野良時の改善とたのもう農業の仕事の一つです。

いろいろと申しましたが、これからの資金を造るために、農林の時間には婦人仕事をしております。これらの事業をいたしますかたは家族の並々ならぬ協力があるおかげであります。

そこで三月末には、この日頃の感謝を表わすべく、おせまさん方を招待して食事を共にし、なごやかに一日をすごします。

これを「むつこ会」といつております。この行事は私達の一番たのしいつどいであります。

と共に、新年度の行事へのはげみとなっています。

私達支部活動の上で、実行していきたいことはまだたくさんありますが、急がないで、あくまでも現在の生活と直結する活動に重点をおき、もつてこの希望をもりあがらせて支部の発展を計りたいと思つております。

これで私の支部活動の年間計画と実践と題する私の発表を終らせていただきます。

車内では老病弱者に席をゆずりましょう　公民館

支部活動の年間計画とその実践

一之瀬婦人会脇出支部　高橋たき

全村学級体系構想

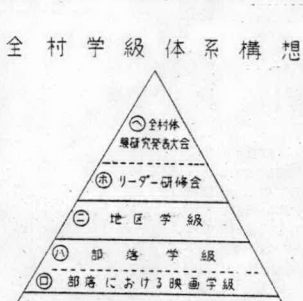

名称	開設主体	助言者、講師
㋬学習グループ	自主的グループ、分館後援	班長、普及員、保健婦
㋭教育映画学級	本部直接	館長および公民館主事
㋥部落学級	分館直接	館長、分館長、講員、団体長、巡査、普及員等
㋩地区学級	本館直接、各種団体共催	学校講師団、団体長、講員、教育委員会
㋺リーダー研修会	本館直接、各種団体参加	学校講師、村外講師、その他
㋐体験研究発表会	各種団体共催、本館	村外講師

外に農業夏期大学

観光シーズンに心得たい事

—深酒は失敗と事故のもと—

お花見の好季節、観光地を乗りO・OIIIO、OK等前後になるものの中で酔つぱらいを見かけるとホロヨイ気分で、日本酒ならサカズキ三ハイ位かBO、四リットルお花見の好季節、観光地を乗りO・OIIIO、OK等前後になるものの中で酔つぱらいを見かけるとホロヨイ気分で、日本酒ならサカズキ三ハイ位かBO、四リットル。

この気を酔と感じて酒を飲んで血液中のアルコール濃度が、事故の際に問題になります。

酒気を帯びその運転を禁止されていますが、血液中のアルコール濃度が、事故の際に問題になります。

一般に酒に強いといわれている人で数年前の三十人も四十人も寄せに、どこへ行っても賑かな宴会に参加しますと、なかなかの人生の熟心な学人な人生はそのくらい楽しい事のあり結構なことであることには間違いないが、こうした事も無論必要であり、また、二回ものおじゃました事のあり結構なことであることには間違いないが、今年は、去年の過ちなかった部落に重点をおくことが特に望まれます。

公民館活動を地域の、例えば生産者と感じるだけで一同に議論を解決する方法だけでは、単に上の話がそれたりしたり、生活上の科学性とか、封建的な人間関係を正のようにしたらよいか等の調査を住民の理解と認識によって解決しようとする実践課題の先生はなく、各人でありますから問題よりも大切なことは各人が物事を正しく判断する能力を養つ事であります。しかもそうつ問題提供としてようとしても学習はうまくいかないとの意見もあります。その智識をもつ、一夫勉強する力を身につけることであります。

そのうちも表を同じくする仲間が集まって、常時活動をしていたらなそ、これまでの公民館同志が知っていることを仲間に教えたいというのが公民館の願いであります。

そしてそのグループの中から優秀なグループを選んで表彰するために二月中旬を定めてあります。

また、この月に大学の共同購入をして、自家用ミカン機油を作ります。この金額は出当にのぼりますので将来公民の自給を計りたいと研究しております。

十二月の農閑期を利用して本会を通じてあつせんしていただいた農業の運転をしております。晩に十日程度ですが、夜なべ仕事にたとえ一時間でも作つて婦人会計金のたしにしております。

こうして何年かめた貯金で農業を改造したり、養鶏をしたりして大学の果を上げております。

その他農業研究共同出席をしてもらつて大学の果を上げております。

農協及員さんの御指導のもとに、野良時の改善とたのもう農業の仕事の一つです。

いろいろと申しましたが、これからの資金を造るために、農林の時間には婦人仕事をしております。これらの事業をいたしますかたは家族の並々ならぬ協力があるおかげであります。

そこで三月末には、この日頃の感謝を表わすべく、おせまさん方を招待して食事を共にし、なごやかに一日をすごします。

これを「むつこ会」といつております。この行事は私達の一番たのしいつどいであります。

と共に、新年度の行事へのはげみとなっています。

私達支部活動の上で、実行していきたいことはまだたくさんありますが、急がないで、あくまでも現在の生活と直結する活動に重点をおき、もつてこの希望をもりあがらせて支部の発展を計りたいと思つております。

これで私の支部活動の年間計画と実践と題する私の発表を終らせていただきます。

車内では老病弱者に席をゆずりましょう　公民館

和洋裁青年學級の改革

高校選科に統合一本化をはかる

普通、高等学校といわれている一般の高等学校の女子部の高校選科の系統は、高等学校の女子部の高校選科の系統は、高等学校の女子部の高校選科の系統は、